

西川ゴムグループ 人権方針



西川ゴムグループは、「正道 和 独創 安全」の社是のもと
「しなやかでたくましい会社」であり続けるために
「人権尊重」が事業活動の基盤となることを「基本行動指針」に定め
グループ全体で「人権尊重」の取り組みをすすめます。

1. 人権尊重に対する基本姿勢

我々は、「国際人権章典^{※1}」および
「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言^{※2}」に表明されている人権を尊重します。
また国連「ビジネスと人権に関する指導原則^{※3}」を支持し
事業活動においてその実践に向けて取り組みます。

2. 適用範囲

本方針は、西川ゴムグループで働くすべての人に適用します。
また、取引先企業の皆様をはじめとする、全てのステークホルダーの皆様におかれましても
本方針を理解し、支持いただくことを期待します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

我々は、事業活動における人権に対する負の影響を特定し、それを防止または軽減する
人権デュー・ディリジェンス^{※4}の仕組みを構築し、PDCAサイクルを回していきます。

4. 救済と是正

我々は、自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした
または助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。
また、負の影響を受けた関係者がアクセスできる相談窓口を設置し
苦情処理のメカニズムの整備を進めます。

5. 教育

我々は、本方針の理解促進および実践に向けて、適切な教育・啓発活動を行っていきます。

6. 情報開示

我々は、本方針の取り組みについて、ホームページ等を通じて定期的に情報開示します。

7. ステークホルダーとの対話や協議

我々は、人権尊重の取り組みの向上と改善に向け、外部の専門知識を活用するとともに関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

2022年10月13日

西川ゴム工業株式会社

代表取締役社長

福岡美剣

【参考情報】

※1 「国際人権章典」

・国連で採択された「世界人権宣言」と「国際人権規約（社会権規約・自由権規約）」の通称

【世界人権宣言 第1条】

「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

【世界人権宣言 第2条 1】

「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」

※2 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」

・ILO（国際労働機関）が定めた下記5分野に対しての中核的労働基準

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| ① 強制労働廃止 | ③ 結社の自由&団体交渉権 | ⑤ 安全で健康な労働環境 |
| ② 児童労働撤廃 | ④ 差別排除 | |

※3 「ビジネスと人権に関する指導原則」

・国連が策定した「あらゆる国家と企業に、人権の保護・尊重への取組を促す」原則

【企業が実践すべき事項】

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------|
| ① 人権方針の策定 | ② 人権デュー・ディリジェンス | ③ 苦情処理メカニズムの構築 |
|-----------|-----------------|----------------|

※4 「人権デュー・ディリジェンス」

・サプライチェーンを含めた事業活動の人権侵害リスクを特定・評価し、予防や対策を講じること